

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、株主の皆さまやお客様をはじめとする全てのステークホルダーから高い評価と信頼を得られる企業グループであり続けるため、コーポレートガバナンスの充実を経営の重要課題の一つと考えております。

変化を常態とする企業環境に対し迅速に対応できる経営組織を構築し、意思決定と適正な業務執行、グループを含む内部統制の推進、経営情報の適時開示などの体制を整備・運用することにより、経営の効率性、健全性および透明性を高め、企業価値の増大に努めてまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

【補充原則 1 - 2 - 4 招集通知の英訳】

当社における株主構成の外国人比率が著しく低いので、招集通知の英訳や議決権電子行使プラットフォームの利用については、それに伴い生じるコスト及び手間を考慮して実施していません。しかし、外国人比率が今後上昇するのであれば検討して参ります。

【補充原則 1 - 2 - 5 株主総会における権利行使】

当社は、基準日時点において株主名簿に登録されている議決権を有する株主を議決権行使が可能な株主としており、信託銀行等に代わって自ら議決権を行使することを認めていません。しかし、今後は、必要とあれば信託銀行等と協議し、検討して参ります。

【補充原則 4 - 2 - 1 取締役会の役割・責務】

当社は、経営陣の報酬についてオプション型の新株予約権を付与することで、業績向上に対してのインセンティブを持たせています。中長期的な業績と連動する報酬制度や現金報酬といった自社株報酬との割合の基準設定については、今後、検討して参ります。

【補充原則 4 - 10 - 1 任意の取組の活用】

当社は、特に重要な議案に独立社外取締役が関与し、当該独立社外取締役が積極的に意見を述べるなどし、また、監査役会も適切かつ十分に機能しており、現状においてガバナンスは十分であると判断しています。諮問委員会の設置が必要かどうかについては、今後、慎重に検討して参ります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】

【原則 1 - 4 政策保有株式】

当社は、政策保有株式として保有する株式を投資対象会社との取引関係の維持及び強化並びに当該企業情報の入手を目的として保有することを基本方針としています。この方針のもとで保有の意義が希薄であると考えに至った政策保有株式については、できる限り速やかに処分または縮減をしています。政策保有株式の議決権行使については、投資先の経営方針および投資先との関係性を踏まえた上で、当社の企業価値向上に資するものであるか否かを総合的かつ個別議案ごとに判断をしています。

【原則 1 - 7 関連当事者間の取引】

当社の取締役および監査役が他の会社の役員を兼務する場合は取締役会の事前の承認を要することとしています。当社の取締役との利益相反取引については取締役会の事前の承認を要することとし、また、当該取引について重要な事実を取締役に報告することにより、取締役会は適切に監視をしています。なお、関連当事者との取引は、適用ある法令、規則及び会計基準に従って適切に開示をしています。

【原則 2 - 6 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】

当社は、企業年金のアセットオーナーとしての機能を発揮するために、年金運用の目的やプロセスについて十分に理解している人材を登用・配置し、確定給付型年金制度と確定拠出型年金制度を併用しています。確定給付年金については、積立金の管理・運用を外部の資産管理運用機関等に委託して、運用機関に対し定期的に運用状況をモニタリングしています。確定拠出年金については、運用は従業員個人が行っていますが、従業員が安定的に資産形成できるよう定期的な情報提供を行い、また教育など実施して参ります。

【原則 3 - 1 情報開示の充実】

() 経営理念、経営方針などを決算報告書、有価証券報告書等に開示しています。

() コーポレートガバナンスの基本的な考え方は、コーポレートガバナンス報告書1 - 1にて、基本方針については、同4 - 1に記載のとおりであります。

() 取締役の報酬については、社内規程にて決定する方針を定めています。株主総会で定めた報酬額の限度内で、会社の業績や経営内容、経済情勢を考慮し、取締役会で決議しています。

() 当社では、取締役および監査役の候補者の指名を行うに当たっての方針・手続きを明文化していないものの、当社の企業理念への理解があること、当社の経営に有益な高い見識や豊富な経験を有し、専門とする分野からの客観的な意見を積極的に述べることができ、当社の企業価値の向上に寄与すると考えられる者を候補者とし指名を行っています。取締役及び監査役の解任を行うに当たっては、取締役会の承認を得て、株主総会にて解任することとしています。

() 取締役及び監査役は「株主総会参考書類」において個人別の経歴及び選任・指名の理由を開示しています。

【補充原則 4 - 1 - 1 取締役会】

当社は、社内規程に定めた決裁基準に基づき、取締役会、経営会議、代表取締役、管掌取締役等、決定機関及び意思決定者に対し、その権限を明確にしています。

【原則 4 - 9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

当社は、会社法及び東京証券取引所が定める独立性基準に従い、当社にとって適切な助言、監督ができる独立性の高い社外取締役を選任しています。

【補充原則 4 - 11 - 1 取締役の選任・指名】

当社取締役会は、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に向け、適切にリスクテイクが行われるための環境整備を行うとともに、実効性の高い監視・監督を行う責務を果たしています。社外取締役については、当社が必要とする豊富な経験・高い見識・高度な専門性有し、また、社内取締役については、行動指針・経営戦略に照らした経験・見識など総合的に判断し、適切な人材を取締役会で候補者として決定し、株主総会に付議しています。

【補充原則 4 - 11 - 2 取締役の兼任】

取締役、監査役の兼任については、数を定めてはいませんが、取締役会の承認を必要としており、合理的な範囲内であると考えています。その兼任状況は、毎年の事業報告にて開示されています。

【補充原則 4 - 11 - 3 取締役会実効性評価】

当社取締役会は、毎年、取締役会の構成、運営方法及び果たしている役割等について評価を行い、その結果を踏まえた上で、取締役会において実効性の分析・評価を行っています。その結果、概要については開示をしています。

【補充原則 4 - 14 - 2 トレーニング】

取締役及び監査役に対し、経営計画、経営方針、内部統制を含む自社経営体制に関する説明、社内イベントや業界イベントの案内、社内研修の紹介等、適時情報を発信しています。

【原則5 - 1 株主との建設的な対話に関する方針】

当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資すよう、株主・投資家の皆さまとの対話を通じて長期的な信頼関係を構築して参ります。また、ホームページの作成も経営陣の考えを反映した内容とし、IR担当者が株主、投資家の皆さまからの問い合わせやご意見について常時受け付ける体制をとっています。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社琢磨	2,007,599	17.23
平 邦雄	924,400	7.93
株式会社エコス	786,306	6.75
株式会社日本カストディ銀行	665,800	5.72
平 富郎	400,675	3.43
日本マスタートラスト信託銀行	301,800	2.59
株式会社ママダ	295,260	2.53
エコス従業員持株会	222,150	1.90
平 典子	205,000	1.75
株式会社りそな銀行	133,000	1.14

支配株主(親会社を除く)の有無	
親会社の有無	なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	2月
業種	小売業
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情はありません

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	15名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	12名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
藤田 昇三	弁護士													
野原 信広	他の会社の出身者													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
藤田 昇三			藤田昇三氏は、検事を勤められ、検察庁の要職を歴任後、弁護士を務められており、その知識等を客観的な立場から経営全般に助言、監督を行っていただくため、社外取締役として就任を頂いています。 なお、藤田昇三氏と当社との間には、特別の利害関係はなく、一般株主との利益相反が生じるおそれはないと考えています。

野原 信広		野原信広氏は企業経営者として豊富な知識と様々な分野における高い見識を有しており、その知識等を客観的な立場から経営全般に助言、監督を行っていただくため、社外取締役として就任を頂いています。 なお、野原信広氏と当社との間には特別の利害関係はなく、一般株主との利益相反が生じるおそれはないと考えています。
-------	--	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

指名委員会又は報酬委員会に相当する 任意の委員会の有無	なし
--------------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	5名
監査役の数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は、取締役の職務執行全般の監査を実施しており、監査の方法と結果を会計監査人であるアーク有限責任監査法人に報告している。また、会計監査人からも会計監査の方法と結果を監査役会に報告している。

監査役は適宜、内部監査室担当3名と監査の内容の確認・報告等の情報交換を実施しており、監査機能を発揮している。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()													
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m	
鈴木 茂生	弁護士														
雨宮 真歩	弁護士														

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
----	------	--------------	-------

鈴木 茂生		弁護士としての専門的見地から、コンプライアンス体制の構築・維持に関する事項や審議事項に関する質問・意見等の発言を取締役会等で行っていただくために就任いただきました。なお、上場管理等に関するガイドラインに抵触せず、一般株主と利害相反の生じるおそれはありません。
雨宮 真歩		同上

【独立役員関係】

独立役員の人数	4名
---------	----

その他独立役員に関する事項	
---------------	--

社外取締役 藤田昇三、野原信広 及び社外監査役 鈴木茂生、雨宮真歩を独立役員として届けている

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入
---------------------------	----------------

該当項目に関する補足説明	
--------------	--

当社および当社グループの中長期的な業績向上に対する意欲や士気を高め、企業価値のより一層の増大に資することを目的として新株予約権方式にてストックオプション制度を導入している。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役
-----------------	-------

該当項目に関する補足説明	
--------------	--

当社および当社グループの中長期的な業績向上に対する意欲や士気を高め、社内取締役に對しストックオプションを付与している。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明	
--------------	--

事業報告には、定時株主総会において決議された報酬限度額内での報酬および役員賞与、ならびに同株主総会での個別決議による退職慰労金について、支給人員および支給額を記載しております。また、有価証券報告書には、取締役報酬の合計額を記載しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 <small>更新</small>	あり
----------------------------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容	
------------------------	--

当社は役員の報酬(非金銭報酬等を含む)の額またはその算定方法の決定に関する方針を以下のとおり定めており、その内容は、株主総会が決定する報酬総額の限度額内において、会社の経営成績および役員や職務の内容に応じた業績の評価等を勘案し相当と思われる額としております。

当社取締役の報酬は、基本報酬、業績連動報酬、非金銭報酬により構成されております。

業績連動報酬は短期の業績に連動する報酬(賞与)であり、業績連動報酬以外の報酬は基本的な固定報酬にあたります。その支給割合は、業績連動報酬が25%、業績連動報酬以外の報酬が75%を目安にしております。

当社役員の報酬総額に関する株主総会の決議は、2007年5月24日開催の第42回定時株主総会であり、その決議の内容は、取締役の報酬限度額を年額350百万円以内(員数は15名)であります。新株予約権に関する総会の決議は2015年5月12日開催の第50回定時株主総会であり、その決議の内容は、取締役の報酬額とは別枠として、年額200百万円の範囲としております。

基本報酬

基本報酬は役位または役割等に基づき決定しており、月毎に固定額を支払っております。

業績連動報酬(賞与)

業績連動報酬は役位または役割、職務の内容に応じた業績の評価等を勘案して決定しております。当社は、売上高経常利益率を自社の収益力を的確に示す指標として捉え、その中期的な目標を4.0%に設定しております。短期の業績連動報酬に係る指標は、当社の目標とする経営指標(売上高経常利益率4.0%以上)を早期に達成するために、「毎事業年度増益を継続し、売上高経常利益率3%超を必ず達成すること」であります。新株予約権

非金銭報酬は新株予約権が該当します。当社は、株価変動のメリットとリスクを株主と共有し、中長期的な業績向上にむけた、これら取締役の動機がより高まることを期待し、当社株式の新株予約権を付与しております。

当社取締役の報酬等(非金銭報酬を含む)の額またはその算定方法の決定に関する方針の決定権限を有する者は、取締役から委任を受けた代表取締役社長平邦雄であり、その権限の内容および行使については、取締役会において報酬等の決定方針と決定方法を説明し、独立社外取締役を含む取締役会構成員で慎重に審議した上で、上記の報酬の範囲内で各取締役の報酬を決定しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役(社外監査役)のサポートについては、常勤役員および常勤監査役が行っている。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

取締役会は原則月1回開催し、経営の基本方針および法令、定款で定められた事項、その他経営に関する重要事項について決定し、業務執行の監査を行っております。

監査役会は、専門的ならびに客観的かつ公正な立場で、取締役の職務執行について監査を実施し、監査役は取締役会、経営会議等の重要な会議に出席し、必要に応じて意見を述べております。

経営会議は、業務執行全般に関する事項および重要事項の協議を行っており、当社の常勤取締役、常勤監査役、代表取締役が指名する当社の部・室長および連結子会社社長が出席しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

上記の通り

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	招集通知を26日前に発送し、WEBでの開示をその1日前に実施している。
集中日を回避した株主総会の設定	株主総会は株主様との会話の場であり、事前に株主総会に係る議案について株主様によくご検討していただき、かつ、多くの株主様が出席できるよう株主総会の日程を考慮している。
電磁的方法による議決権の行使	スマートフォンからでもできるインターネットによる議決権行使を行っている。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
IR資料のホームページ掲載	適宜開示規則に基づいた開示資料をはじめ、有価証券報告書、年次報告書等の資料を提供している。	
IRに関する部署(担当者)の設置	総務部にIR担当者を配置している。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	倫理要綱にお客様・株主様・お取引先様・従業員・地域社会とともに行動するためのあり方を記載している。
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社グループの一部店舗より排出された食物残差を堆肥化し、契約農家に肥料として提供。その農作物を当社グループ店舗で販売している。また同じく食物残差を液体飼料化して飼育した豚肉を当社店舗で販売するなど食品リサイクル活動を実施している。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

会社法第362条第4項第6号および会社施行規則第100条に基づき、「取締役の職務執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制の整備」について、2006年5月25日に開催した当社取締役会において基本方針を定めた。

2008年4月21日開催の当社取締役会において、「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針について」に基づき、反社会的勢力と関係遮断、不当要求の排除、取締役・従業員等の毅然対応を旨とする基本方針を決議し、内部統制基本方針に盛り込みました。また、2015年5月1日に施行された改正社会法に合わせて2015年5月28日開催の取締役会において改定を決議した。

変更後の内部統制基本方針は、以下の通りです。

当社は、会社法および会社施行規則に基づき、以下の通り、当社および子会社からなる企業集団(以下、「当社グループ」という。)の内部統制システム構築の基本方針を決定する。

1. 当社グループ各社の取締役・使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

- (1) 当社の社是「正しい商売」・社訓に加え、広く法令および定款の順守を当社グループ各社の取締役・従業員等の行動規範とし、コンプライアンス体制の構築と整備を徹底する。
- (2) その徹底のため、総務部はコンプライアンスの取り組みを横断的に統括し、人事部と連携をとりつつ取締役・従業員等の教育等を行う。
- (3) 監査役および内部監査室は連携し、コンプライアンス体制を監査し、定期的に取締役会に報告する。
- (4) 法令および定款上疑義のある行為等について従業員等が直接情報提供を行う手段として内部通報制度規程を設け、ホットラインを設置・運営する。
- (5) 反社会的勢力および団体との関係を常に遮断し、不当な要求に応じぬよう当社グループの取締役・従業員等は毅然と事にあたり、被害の防止とステークホルダーの信頼を損なわないよう行動する。

2. 当社グループ各社の取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- (1) 文書管理規程に従い、取締役の職務執行にかかる情報を文書または電磁的媒体(以下「文書等」という。)に記録し保存する。
- (2) 取締役および監査役は、文書管理規程により、常時、これらの文書等を閲覧できるものとする。
- (3) 文書管理規程は、必要に応じ見直し、改善をはかる。

3. 当社グループの損失の危機の管理に関する規程その他の体制

- (1) 想定される各種リスクについて、各担当部門が関連規程に基づきガイドラインや手続書を制定し、また必要に応じ研修等を実施し、リスク管理体制を確立する。組織横断的リスクの全社対応は総務部が行う。
- (2) 監査役および内部監査室は、各部門のリスク管理状況を監査し、定期的に取締役会に報告する。
- (3) 当社および当社グループ各社の取締役会は、定期的にリスク管理体制を見直し問題点の改善に努める。
- (4) 新たに生じたリスクについては、取締役会において速やかに対応責任者となる取締役を定め対応する。

4. 当社グループ各社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 当社および当社グループ各社の取締役会は、当社グループ各社の取締役・従業員等が共有する全社の目標として毎期初に各部門毎に売上、利益、費用(経費・コスト)に関する数値目標を設定し、管理会計手法による月次目標の達成度を見直し、結果を還元することにより、業務の効率性を確保するシステムを採用する。
- (2) 当社は、子会社に対し、当社の職務分掌、指揮命令系統および意思決定、その他の組織に関する基準に準拠した体制を構築させる。

5. 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制および子会社の取締役の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

- (1) 当社および連結子会社は、企業集団の業務の適正性を確保するため、担当取締役による部門別グループ担当者会議を開催し、子会社の執行状況を確認する体制をとる。
- (2) 連結子会社の社長は、当社の月次開催の経営会議および取締役会に出席し、自社の営業実績、営業施策の状況ならびに財務状況を報告する。
- (3) 当社経営企画部を中心に企業集団の横断的な結束をはかり、経営戦略の共有と具体的展開をはかるものとする。

6. 監査役がその補助すべき使用人を置くことを求めた場合、当該使用人に関する体制およびその使用人の取締役からの独立性に関する事項

- (1) 監査役は、内部監査室所属の従業員および監査役が指名した従業員に監査業務に必要な事項を指示することができるものとする。
- (2) 監査役より監査業務に必要な指示を受けた従業員は、その指示に関して取締役等の指揮命令を受けないものとする。また、それにより当該従業員が不利益をこうむることはないものとする。

7. 取締役および使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

- (1) 取締役および使用人は、監査役(監査役会)に対して、法定の事項に加え、当社および企業集団に重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、内部通報制度に基づくホットラインによる通報状況とその内容を速やかに報告する体制を整備する。
- (2) 報告方法(報告者、報告受領者、報告時期等)については、取締役会と監査役会の協議により決定する。

8. その他監査役の実効的な監査が行われることを確保するための体制

- (1) 監査役の半数は独立社外監査役とし、対外的な透明性を確保する。
- (2) 監査の実効性を担保するために監査役会と代表取締役社長、代表取締役社長との間の定期的な意見交換を設定する。
- (3) 監査役会は、内部監査室、会計監査法人と密接な連携をはかり、監査の実効性を確保する。
- (4) 監査役が職務執行について生じる費用の支払いを求めた場合は、速やかに当該費用の支払いを行う。

参考資料「組織図」をご覧ください。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

2008年4月21日開催の当社取締役会において、「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針について」に基づき、反社会的勢力との関係遮断、不当要求の排除、取締役・従業員等の毅然対応を旨とする基本方針を決議し、内部統制基本方針に盛り込みました。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

